

# Team-G

## 「高齢者虐待対応委員会ニュース『Team-G』発刊に寄せて」

委員長 黒瀬 吉史

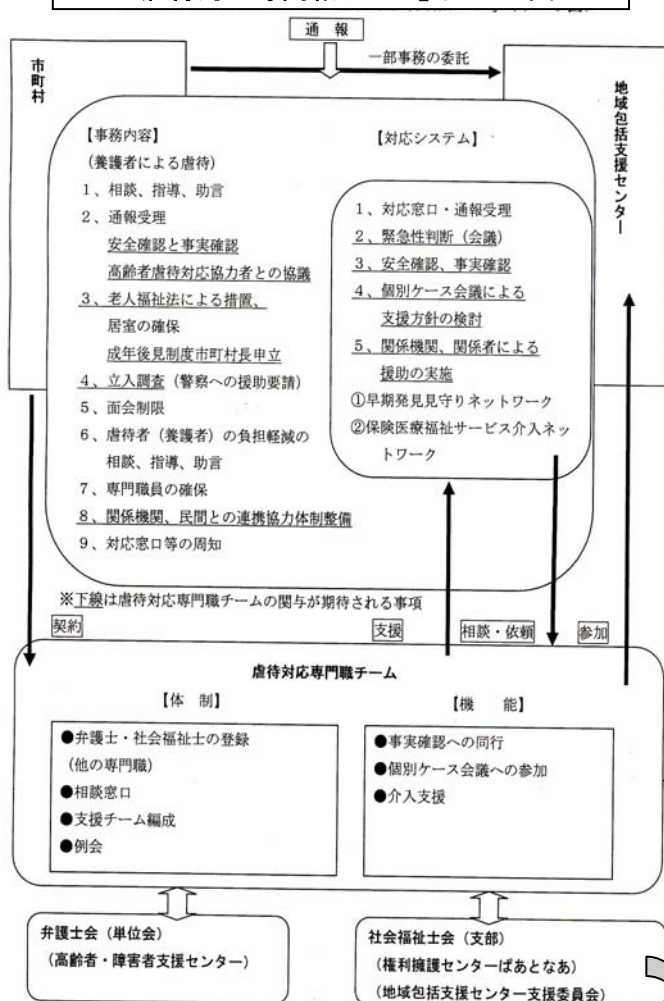
2007年7月16日「在宅高齢者虐待対応専門職チーム」（以下専門職チームという）は、権利擁護委員会の下部組織という位置付けで発足しました。早いもので、それから約1年、チームは支部において2008年2月より高齢者虐待対応委員会（以下、委員会という）と名称を新たにして活動を続けています。

委員会は、兵庫県弁護士会との協働で対外的に動いています。他専門職団体と契約を交わしての活動は、本支部においても特徴的です。

高齢者虐待については、さまざまな形でメディアに日々流れています。それらの事案に効果的に対処するとともに、会員の皆さんに私たちの活動をもっと知っていただくために、活動を委員会紙の形でお伝えすることにしました。

動き出した新しい委員会ですが、会員の皆さまとともに活動していきたくと思っています。委員会への忌憚ないご意見をお待ちしております。

### 「虐待対応専門職チーム」イメージ図



▲「地域の高齢者虐待対応におけるソーシャルワークアプローチに関する調査研究並びに研修プログラムの構築事業報告書」より 日本社会福祉士会発行

兵庫社会福祉士会  
高齢者虐待対応委員会

### 活動報告

平成19年度より虐待の対応にあたる現場の行政職員や地域包括支援センター担当者などに対して、緊急性の判断や事実確認、支援方針の策定や実施に関する専門的アドバイスを行なうことをチームの機能とし、県下の自治体に対して活用についての申し入れを順次行なってきました。

またチームを構成するメンバーは、実践力向上のために本年度は毎月1回の研修、弁護士会との合同研修も不定期に行なっています。

#### 専門職チームの活用を申し入れた市町

養父市・小野市・丹波市・西宮市・篠山市・淡路市・洲本市・南あわじ市・西脇市・赤穂市・福崎町・加東市

#### 兵庫県地域包括支援センタースーパーバイザー事業

当事業は平成19年度・20年度に兵庫社会福祉士会が県からの委託を受け、専門職チームが運営を行っています。

事業内容としては、県民局管轄6圏域（阪神、丹波、但馬、東・北播磨、中・西播磨、淡路）で地域包括支援センター職員等を対象に、高齢者虐待に関する研修会（講義や事例検討、意見交換等）を実施します。

当会と兵庫県弁護士会は、各地域のセンターが担う業務の実効性を確保していくために専門職団体としてどのような支援が可能かを話し合い、19年度の実施事業について、参加者からのアンケート結果を分析するなどし、20年度の研修がより現場のセンターに役立つものとなるように検討をすすめています。

「高齢者が安心して暮らすということ～高齢者虐待の観点から～」と題して、阪神地区内の地域包括支援センター職員等を対象に第1回目の研修会が三田市総合福祉保健センターにて開催されました。参加者は約100名、人数もさることながら参加者の講義を受ける姿勢からも皆さんの高齢者虐待防止・支援への強い関心と熱意がひしひしと伝わってきました（会場に入った瞬間、張り詰めた緊張感に思わず気が引き締まりました…）。

今回の阪神圏域の研修は兵庫社会福祉会から水口と大村、兵庫県弁護士会から谷村弁護士が圏域担当者として派遣されました。研修の前半は谷村弁護士から「高齢者虐待防止法の説明及び法的視点からの支援対応」について、水口から「高齢者虐待対応におけるネットワーク【連携・協働】の重要性」についてそれぞれ講義を行い、後半は『専門職チーム』のイメージを皆さんに掴んでもらう意図もあり、実際のケース会議に専門職チームとして2人が参加したという設定で、虐待事例をもとに弁護士・社会福祉士の視点から虐待対応支援におけるポイントを解説していく形式で展開していきました。

第1回目を終えての正直な感想は「反省が50%、充足感50%」。特に弁護士の先生と一緒に研修を企画・実施していくことで勉強になったことをはじめ、終始良い緊張感（プレッシャー？）を保ちながら研修に取り組めたことは個人的にもチームとしても貴重な経験・財産となりました。

第2回目の研修については、各圏域で行った第1回目のアンケートを参考に、より参加者のニーズに応えることのできる内容を実施できればと考えています。皆さんの期待に応えられるようチーム一丸となって取り組んでいきますので応援よろしくお願ひします！



▲ 後半の様子(左から大村・谷村氏・水口) ▲  
本場にチームに相談している気になり…心強かったです。(大村)

～ちょっとひといき～

## “内科医と外科医”

高齢者虐待対応専門職チーム 重野 妙実

「高齢者虐待対応専門職チーム」の中で流行り言葉になっているのが、「社会福祉士は内科医、弁護士は外科医」である。

このチームを始めるにあたり、社会福祉士より弁護士の方が専門性が高いとの声に対して、同等であることを立証するために発題時に私が使った言葉である。弁護士の強みは、虐待時の分離や立ち入り調査の判断や方法を法的な根拠をもって助言することである。弁護士の対応方法を見ていると、必要なことを整理して聞き取り、解決方法を提示する。病巣部分をずばっと切り取る感じであり、外科医に似ている。社会福祉士は、虐待を発生させる介護環境の改善や虐待者（養護者）・被虐待者双方への家族支援の立場から助言をする。虐待者と被虐待者それぞれを理解しようと努め、相手とともに現象の起こる要因をみつけ、必要なサービスを導入する。アセスメント・計画・実行・モニタリングの技法を使う。全身を観察し、治療方針を立て実行するとともに、経過観察していく方法は内科医に似ている。弁護士の強みは社会福祉士の弱み、社会福祉士の強みは弁護士の弱みでもある。共に補完し、強力な専門職チームを目指している。